

様式第4（第5条第1項関係）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
に基づく企業立地計画の承認申請書

平成 26年 2月 26日

山口県知事 村岡 嗣政 様

住 所 山口県山口市滝町1-1

名 称 株式会社山口

代表者の氏名※代表取締役社長 山口 太郎



企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、下記の計画について承認を受けたいので申請します。

企業立地計画

1 企業立地の内容及び実施時期

(1) 企業立地を行おうとする事業の属する業種名

無機化学工業製品製造業 (162)

日本標準産業分類
の小分類で記載

(2) 企業立地を行おうとする事業の内容

苛性ソーダの製造

(3) 企業立地を行おうとする住所地

山口市亀山2-1

(4) 企業立地の実施時期

土地取得年月日 平成26年4月1日

着工年月日 平成26年6月1日

完成予定年月日 平成27年3月31日

機械取得年月日 平成27年2月1日

稼働年月日 平成27年3月31日(予定)

2 特定事業のための施設又は設備の設置その他企業立地のための措置に関する事項

別紙4-1に記載

3 企業立地に必要な資金の額及びその調達方法

別紙4-2に記載

※ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず申請書が自署するものとする。

別紙4-1 特定事業のための施設又は設備の設置その他企業立地のための措置に関する事項

取得 年度	土 地		建 物		機 械 装 置				所要資金額 合 計	備 考	
	規 模 (面積)	所 要 資金額	規 模 (延床面積)	所 要 資金額	内 容						
					種 類	仕 様	数 量	単 価 (千円)			所 要 資金額 (千円)
平成 26年	(㎡) 50,000	(千円) 1,000,000	(㎡)	(千円)				(千円)	(千円)	1,000,000	
			10,000	100,000						100,000	
					電解槽		5	100,000	500,000	500,000	電気分解用装置
					その他		-	400,000	400,000	400,000	モーター類、タンク類、ポンプ類、計装一式等
											機械装置の生産能力 や製品の内容について、 具体的に記載
所 要 資金額 合 計		1,000,000		100,000					900,000	2,000,000	

いずれかを
○で囲むこと

※法第19条に規定する課税の特例を適用する可能性について（あり、なし）… 該当する方を○で囲むこと。

課税の特例を適用する可能性がある場合は、備考欄に取得する機械装置の生産能力や製造する製品の内容について具体的に記載すること。

記載例

(単位：千円)

別紙４－２ 企業立地に必要な資金の額及びその調達方法

年度	調達先 費用	借入金	自己資金	その他 ※1	合計	備考 ※2
平成26年	土地	400,000	500,000	(補助金) 100,000	1,000,000	
	建物	50,000	50,000		100,000	
	機械装置	400,000	500,000		900,000	
	運転資金					
	その他					
	小計	850,000	1,050,000	100,000	2,000,000	
	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					
合計	土地	400,000	500,000	100,000	1,000,000	
	建物	50,000	50,000		100,000	
	機械装置	400,000	500,000		900,000	
	運転資金					
	その他					
	小計	850,000	1,050,000	100,000	2,000,000	

※1 都道府県及び市町等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※2 金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度を利用する要望があるときは、その旨を備考欄に記載すること。

(記載上の注意)

記載例

1 企業立地の内容及び実施時期

(1) 企業立地を行おうとする事業の属する業種名

企業立地を行おうとする事業の属する業種名は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類に掲げる小分類（法第19条に規定する課税の特例を適用する可能性がある場合にあつては、当該事業が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令（平成19年政令第178号）第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる業種に属することが明らかになるよう、小分類又は細分類）により記載すること。

(2) 企業立地を行おうとする事業の内容

企業立地後に取り組む事業の内容について具体的に記載すること。

(3) 企業立地を行おうとする住所地

企業立地を行おうとする住所地を記載すること。

(4) 計画実施時期

計画期間の終期は、計画期間の始期から最終年目の日を含む事業年度の末日以内であること。

ただし、基本計画の終期を超えるものではないこと。